

助成金交付規程

（趣旨）

第1条 本規程は、定款の規定に基づき、公益財団法人日本バレーボール協会（以下「本協会」という。）が、バレーボールの振興を図るための活動に対する援助を適正に実施するため、助成金の交付に関し必要な事項を定める。

（助成の対象となる活動等）

第2条 この助成金は、我が国のバレーボールの振興を図ることを目的とする。

2 この助成金による助成の対象となる活動（以下「助成対象活動」という。）および助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は別表1に定めるとおりとし、助成金の額は要項等それぞれの定めに準ずる。

3 助成対象者は、本協会の方針や加盟団体規程その他の本協会の規程類等を遵守しなければならない、その遵守状況によっては、本協会は助成の取り消しまたは減額等の措置を講ずることができる。

4 助成活動の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（助成金の交付の申請）

第3条 助成対象者が助成金の交付を受けようとするときは、別表1の必要書類を本協会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

（助成金の交付の決定）

第4条 会長は、前条の規定による助成金交付申請書の提出があったときは、これを審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、助成金交付決定通知書（様式2号）を送付するものとする。

（支払申請）

第5条 助成対象者が助成金の支払を申請するときは、助成金支払申請書（様式3号）を会長に提出しなければならない。

（実績報告）

第6条 助成対象者が助成活動を完了したときは、その日から1ヶ月を経過した日または翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、助成活動実績報告書（様式4号）を会長に提出しなければならない。

（助成金の経理）

第7条 助成対象者は、助成事業について収支簿を備え、助成事業の収入額および支出額を記載し、助成金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 助成対象者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに助成事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存

しなければならない。

(細則)

第8条 本規程には、以下の細則を設ける

(1) 地域基盤強化助成金に関する細則

(本規程の改廃)

第9条 本規程は、理事会の議決により改廃することができる。

(附則)

1 本規程は、2011年7月1日から施行する。

2 本規程は、2026年3月11日から施行する。

3 本規程は、2026年7月22日から施行する。

別表1

助成活動名	目的	助成対象者	申請時提出書類	報告時提出書類
加盟団体活動	定款第4条第1項 第11号に基づく	本協会加盟団体	助成金交付申請書	助成活動実績報告書 および添付書類
			収支予算書	
競技会開催活動	定款第4条第1項 第9号に基づく	本協会加盟団体	助成金交付申請書	助成活動実績報告書 および添付書類
			開催要項	
			収支予算書	
講習会開催活動	定款第4条第1項 第8号に基づく	本協会加盟団体	助成金交付申請書	助成活動実績報告書 および添付書類
			開催要項	
			収支予算書	
イベント開催活動	定款第4条第1項 第19号に基づく	本協会加盟団体	助成金交付申請書	助成活動実績報告書 および添付書類
			開催要項	
			収支予算書	

助成金交付申請書 (様式1)

助成金交付決定通知書 (様式2)

助成金支払申請書 (様式3)

助成活動実績報告書 (様式4)